

- 団体信用生命保険(「新機構団信(デュエット(ペア連生団信))を含みます。以下同じ。」「新3大疾病付機構団信」)(※)は、債務者が保険期間中に所定のお支払事由に該当された場合に、その時点の債務残高に応じて支払われる保険金をローン債務の弁済に充当する仕組みの保険です。
 - 「新機構団信」「新3大疾病付機構団信」のご加入にあたっては、**【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】**の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。
 - 「新機構団信」「新3大疾病付機構団信」のいずれかの団信にご加入後、他方の団信に変更することはできませんのでご注意ください。
- (※) 詳細は**【契約概要】**をご確認ください。

正式名称

新機構団信
(ペア連生団信を含みます)

身体障害保障特約・高度障害保険金不担保特約付団体信用生命保険

新3大疾病付機構団信

身体障害保障特約・3大疾病保障特約・介護保障特約・高度障害保険金不担保特約付団体信用生命保険

目次

契約概要	2	ページ
注意喚起情報	6	ページ
正しく告知いただくために	9	ページ
「申込書兼告知書」のご提出にあたって	9	ページ
「申込書兼告知書」記入例	10	ページ
申込書兼告知書	11	ページ
債務弁済充当約款	12	ページ
お問い合わせ先	14	ページ



「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」(以下「申込書兼告知書」といいます。)ご記入前に必ずご確認ください。

なお、次のとおり、ご加入を申込まれる団信種別によって、一部お読みいただく内容が異なりますのでご注意ください。

特段の表示がない部分

全てのお客さまにお読みいただく内容

新機構団信
(ペア連生団信を含みます)

「新機構団信」にご加入を申込まれるお客さまに追加でお読みいただく内容

新3大疾病付機構団信

「新3大疾病付機構団信」にご加入を申込まれるお客さまに追加でお読みいただく内容

これらの書類は重要なものです。「申込書兼告知書(お客さま控)」とともに大切に保管ください。

契約概要

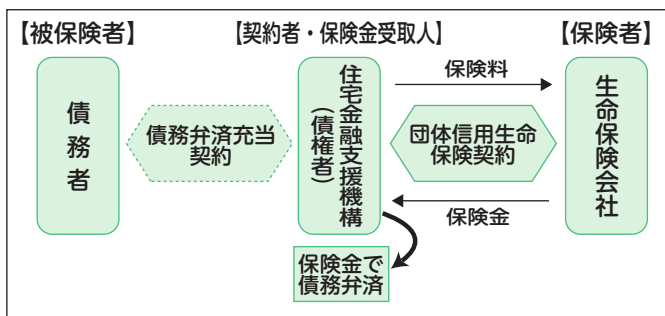
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。「申込書兼告知書」のご記入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1. 新機構団信・新3大疾病付機構団信の特徴

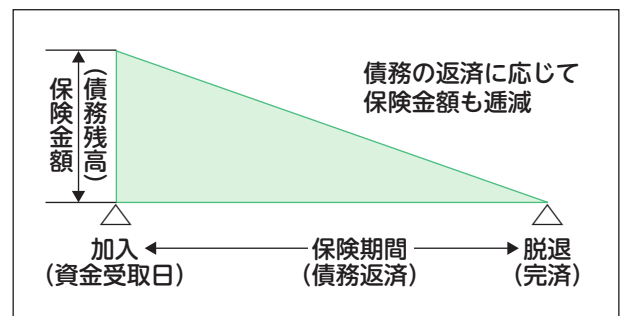
- この保険は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を契約者とし、民間金融機関から融資を受け、その融資の資金受取日と同日に機構が民間金融機関から債権を譲り受ける融資制度（フラット35（買取型）〔以下、「フラット35」といいます。〕）の当該債権の債務者、または機構から融資を受けた債務者のうち、所定の加入条件（※）を満たした方を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に「2. 保険金のお支払いについて」に記載の支払事由に該当された場合に、機構が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。
- 保険金額は債務の残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）いたします。そのため、例えば身体障害保険金の支払事由に該当した時の債務額と死亡時の債務額が異なる場合もあり、ご請求いただく保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。保険金が支払われる場合等、この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。なお、債務者が複数名の場合はどなたかおひとりでのご加入となりますが、新機構団信で連帯債務者が夫婦・同性パートナーの場合には、それぞれの方が所定の加入条件（※）を満たした場合に連帯債務者お二人で被保険者となることができます。（以下「デュエット（ペア連生団信）」といいます。）

（※） 加入条件	新機構団信 （ペア連生団信を含みます） の場合	新3大疾病付機構団信 の場合
	「申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満（満70歳の誕生日の前日まで）の方で、幹事生命保険会社の加入承諾がある方（デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合は、お二人とも条件にあてはまる必要があります。）	「申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満（満51歳の誕生日の前日まで）の方で、幹事生命保険会社の加入承諾がある方

■ 契約関係のイメージ



■ 保険金額のイメージ



2. 保険金のお支払いについて

- 被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

名 称	支 払 事 由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
身体障害保険金	保険期間中に次の各号をともに満たしたとき (1) 保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法（※1）に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当したこと。（※2） (2) 前号に定める障害に対して、同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと。 （※1）身体障害者福祉法等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、身体障害保障特約の支払事由を変更することがあります。 （※2）身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、同法に基づき1級または2級の身体障害者手帳の交付があった場合も、身体障害保険金が支払われます。



新機構団信・新3大疾病付機構団信では、所定の高度障害状態該当時にお支払いする高度障害保険金の取扱いはございません。

2. 保険金のお支払いについて（P2からの続き）

新3大疾病付機構団信 の場合

名 称	支 払 事 由
3大疾病 保険金	悪性 新生物 (がん) 保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、以下の場合には保険金は支払われません。 －保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていた場合 －保障開始日からその日を含めて 90日以内 に所定の悪性新生物と診断確定された場合 －保障開始日からその日を含めて 90日以内 に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合
	急性 心筋梗塞 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①表1に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続 したと医師によって診断されたとき。 ②急性心筋梗塞を発病し、 その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。
	脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①表1に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続 したと医師によって診断されたとき。 ②脳卒中を発病し、 その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。

（※1）「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

（2）前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

（※2）急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術

！ ○所定の悪性新生物（がん）には、**上皮内がん（非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。**お支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中の詳細につきましては、表1および表2をご覧ください。

○悪性新生物（がん）の診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。

○3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3…悪性、原発部位 ／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 真正赤血球増加症（多血症） 骨髓異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髓増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ランゲルハンス細胞組織球症	C00 - C14 C15 - C26 C30 - C39 C40 - C41 C43 C45 - C49 C50 C51 - C58 C60 - C63 C64 - C68 C69 - C72 C73 - C75 C76 - C80 C81 - C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
	虚血性心疾患（I20 - I25）のうち、 (1) 急性心筋梗塞 (2) 再発性心筋梗塞	I21 I22
3. 脳卒中	脳血管疾患（I60 - I69）のうち、 (1) くも膜下出血 (2) 脳内出血 (3) 脳梗塞	I60 I61 I63

2. 保険金のお支払いについて (P2からの続き)

新3大疾病付機構団信 の場合

名 称	支 払 事 由
介護 保険金	保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度(※3)による要介護認定を受け、要介護2以上(※4)に該当していると認定されたこと。 (2) 所定の要介護状態 次の①および②をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと。 ①保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(※5)に該当したこと ②①の要介護状態(※5)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと

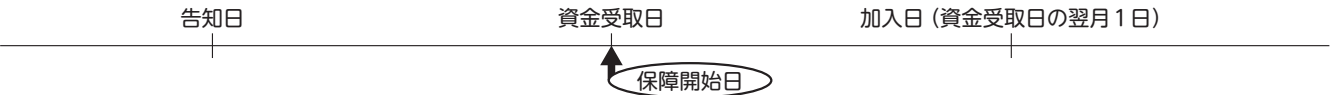
- (※3) 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保障特約の支払事由を変更することがあります。
- (※4) 「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- (※5) 対象となる要介護状態は、次のとおりとします。

要介護状態	次のいずれかに該当したとき ①常時寝たきり状態で、下表の(ア)に該当し、かつ、下表の(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ②器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態 (ア) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。(イ) 衣服の着脱が自分ではできない。 (ウ) 入浴が自分ではできない。(エ) 食物の摂取が自分ではできない。 (オ) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
-------	--

- 備考
1. 器質性認知症
- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。
- ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ①「器質性認知症」
- 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
- | 分類項目 | 基本分類コード |
|-------------------|---------|
| アルツハイマー病の認知症 | F00 |
| 血管性認知症 | F01 |
| 他に分類されるその他の疾患の認知症 | F02 |
| 詳細不明の認知症 | F03 |
- 2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、左記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
- ②「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
- 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
2. 意識障害
- 「意識障害」とは、次のようなものをいいます。
- 通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
- 意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。
- 意識混濁とは、意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)に分けられます。
- 意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁一意識の程度は動揺しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。
3. 見当識障害
- 「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
- ①時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
②場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
③人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

3. 保障開始日について

- 保障開始日は資金受取日です。
- 資金受取日とは、フラット35を申込みされた方は機構による買取日、機構の融資を申込みされた方は機構からの資金受取日(資金を分割して受け取られる場合には最終回資金受取日)をいいます。(共同引受生命保険会社は、保障開始日から保険契約上の責任を負います。)



4. 保険料の払込みについて

○保険料は保険契約者が払込みます。(生命保険料控除の対象とはなりません。)

5. 保障の終了(保険契約からの脱退)について

○被保険者は次の①から⑬のいずれかが到来したときに、この保険契約から脱退となります。

- ①死亡したとき
- ②いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき
- ③満80歳の誕生日の属する月の末日
 - ・新機構団信のデュエット(ペア連生団信)の被保険者は、被保険者のいずれかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満80歳未満の方お1人までのご加入となります。
 - ・新3大疾病付機構団信の被保険者は、満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは新機構団信の被保険者となり、3大疾病保障・介護保障はなくなります。
- ④最終返済日前に全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、機構との債権債務関係が消滅した日
- ⑤フラット35の買取りの効力が失われたとき
- ⑥フラット35または機構との融資の契約(金銭消費貸借契約)による最終返済日
- ⑦期限前の全額返済義務を履行すべき事由に該当したとき(期限の利益を喪失したとき)
- ⑧提出した「申込書兼告知書」に事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑨詐欺・不法取得目的により被保険者となり、この保険契約のその被保険者についての部分が取消または無効とされたとき
- ⑩新機構団信のデュエット(ペア連生団信)の被保険者は、被保険者のいずれかの方が死亡または身体障害保険金の支払事由に該当し、新機構団信により機構の債務が弁済されたとき
- ⑪保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑫団信契約の存続を困難とする⑧・⑨・⑪と同等の重大な事由があり、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑬住宅ローン金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき

6. 解約返戻金について

○この保険契約からの解約返戻金その他返戻金はありません。

7. 共同引受生命保険会社について

○この保険契約は、幹事生命保険会社を幹事会社とする生命保険契約です。共同引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、幹事生命保険会社、共同引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

※幹事生命保険会社および共同引受生命保険会社については、当帳票裏表紙に記載の「幹事生命保険会社」欄および「新機構団信制度 共同引受生命保険会社」欄をご参照ください。

8. 新機構団信制度に関するご照会先について

○「申込書兼告知書」の内容につきましては、当帳票裏表紙に記載の幹事生命保険会社にお問い合わせください。

○契約に関する諸手続き等につきましては、借入手続きを行う金融機関、または、当帳票裏表紙に記載の住宅金融支援機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

9. 一般社団法人生命保険協会による「生命保険相談所」について

○この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

○一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。〔「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。〕

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 生命保険契約者保護機構について

○共同引受生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額が削減されることがあります。

○この保険契約の共同引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>)

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。「申込書兼告知書」のご記入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1. 告知義務について

申込時（告知）

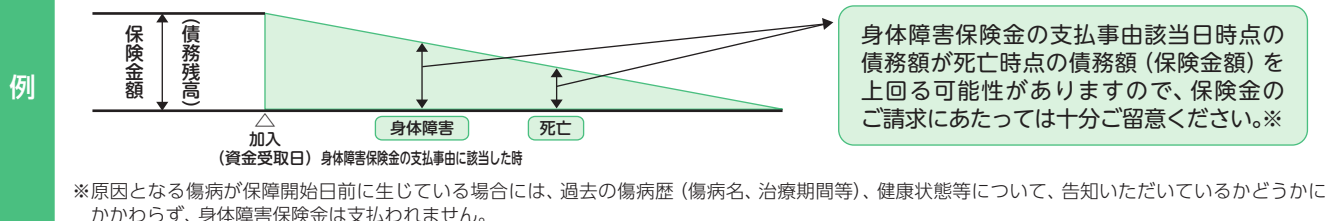
- 現在および過去の健康状態等、生命保険会社が「申込書兼告知書」でおたずねすることについてありのままにお知らせいただくことを「告知」といい、ご加入にあたっては、告知いただく義務があります。9ページに記載の「**正しく告知いただくために**」を必ずご確認のうえ、加入申込者ご本人が「申込書兼告知書」にご記入ください。
- 現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りすることがあります。

2. 保険金のご請求について

請求時（手続きとお願い）

- 被保険者が支払事由に該当された場合には、被保険者等からの関係書類提出に基づき、保険金受取人である機構が生命保険会社に請求し、保険金が支払われます。保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱金融機関等にご連絡いただく必要がありますので、ご家族の方々にもあらかじめご説明ください。
- この保険契約により支払われる保険金額は、機構から請求された保険金の支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、ご請求される保険金の種類（新機構団信の場合は、死亡保険金・身体障害保険金、新3大疾病付機構団信の場合は、死亡保険金・身体障害保険金・3大疾病保険金・介護保険金）により支払われる保険金額が異なる場合があります。
例えば、被保険者が所定の身体障害保険金の支払事由に該当した後に死亡された場合、身体障害保険金の支払事由該当日時点の債務額が死亡日における債務額を上回る場合があります。
いずれかの保険金お支払い後は、その他の保険金は支払われませんので、保険金のご請求にあたっては十分ご留意ください。

死亡日前に所定の身体障害保険金の支払事由に該当したと判断される場合



3. 保険金が支払われない場合

請求時（お支払いできない例）

- 次のような場合には、保険金は支払われません。

(1) 以下の免責事由により支払事由に該当された場合

死亡保険金	・ 保障開始日から1年以内の自殺 ・ 保険契約者または保険金受取人の故意 ・ 戦争その他の変乱（※） ・ デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意
身体障害保険金	・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 戦争その他の変乱（※） ・ デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存

新3大疾病付機構団信の場合

介護保険金	・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 戦争その他の変乱（※）
-------	---

（※）ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または削減して支払われることがあります。

(2) 告知義務違反による解除の場合

「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

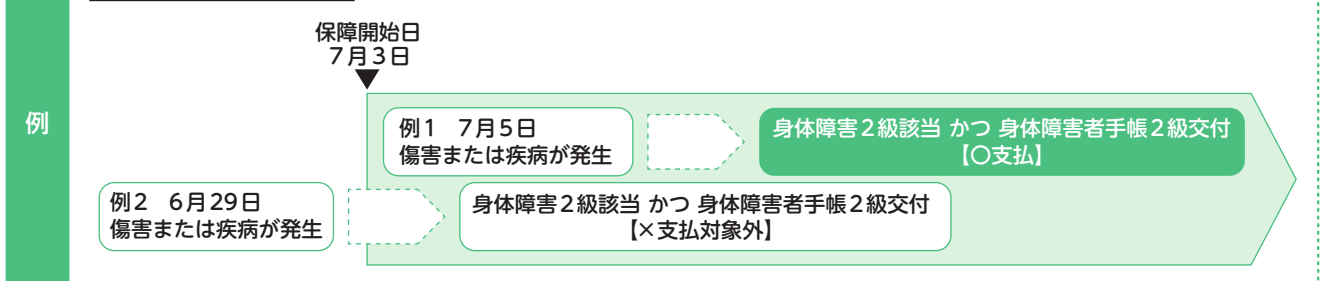
3. 保険金が支払われない場合 (P6からの続き)

請求時 (お支払いできない例)

(3) 保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

身体障害保険金	身体障害保険金のお支払いは、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
---------	--

身体障害保険金の場合



新3大疾病付機構団信 の場合

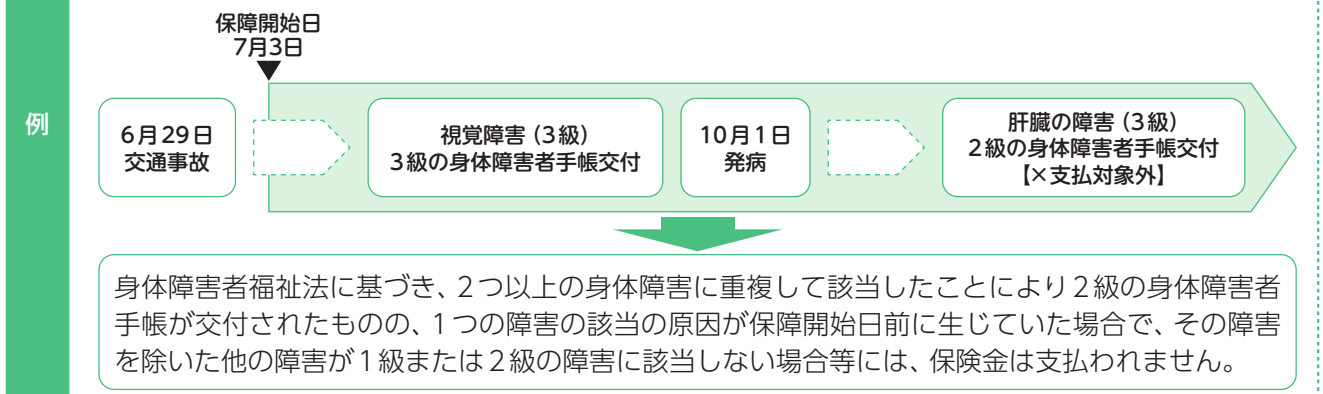
3大疾病保険金	急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
介護保険金	介護保険金のお支払いは、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。

(4) 支払事由に該当しない場合

身体障害保険金の場合

(身体障害者福祉法に定める2つ以上の身体障害に重複して該当した場合でも支払われない具体例)

保障開始日前の交通事故を原因として、保障開始日以降に身体障害者福祉法の定める3級の視覚障害に該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、保障開始日以降に発病した疾病を原因として、同法に定める3級の肝臓の障害に該当し、2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。



- ・幹事生命保険会社はご提出いただいた診断書のみをもって判定を行うことが困難である場合、後日被保険者のご了解のもとに医療関係者等に確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・身体障害者福祉法に定める1級または2級に該当していても、その障害に対する身体障害者手帳の交付がない場合には、身体障害保険金は支払われません。
- ・身体障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」がありますがこれらの制度の受給資格を有していても、身体障害保険金の支払事由に該当するとは限りません。

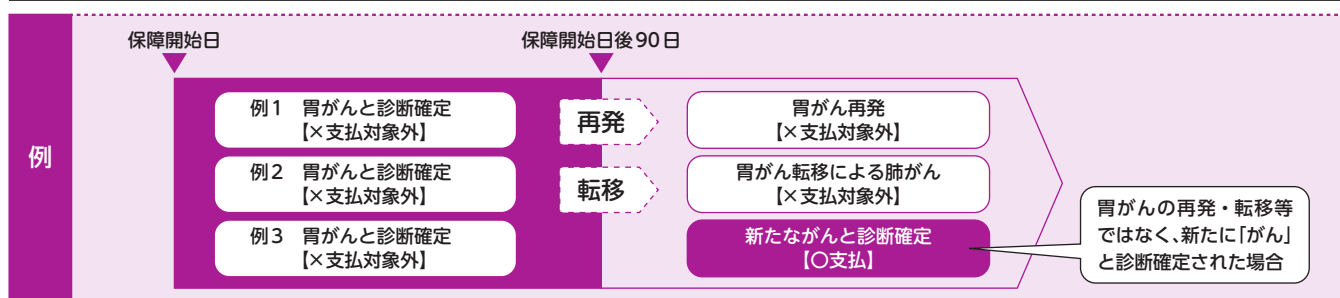
3. 保険金が支払われない場合 (P6・7からの続き) 請求時 (お支払いできない例)

(4) 支払事由に該当しない場合 (P7からの続き)

新3大疾病付機構団信 の場合

○所定の悪性新生物 (がん) について

①上皮内がん・所定の皮膚がん	・上皮内がん (上皮内がんには、非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。) や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象となりません。
②保障開始日前に診断確定された所定の悪性新生物 (がん)	・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、その事実を被保険者が知っているといないとにかかわらず、保障開始日以後に新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されても、お支払いの対象となりません。 ・保障開始日以後に罹患したと診断確定された所定の悪性新生物の発生部位が保障開始日前に診断確定された所定の悪性新生物と異なる場合も、お支払いの対象となりません。
③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物 (がん)	・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物および当該悪性新生物の再発・転移等と認められる場合はお支払いの対象となりません。 ただし、保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合についても、その後当該悪性新生物の再発・転移等ではなく新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定された場合には、お支払いの対象となります。



(5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、もしくは、契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効である場合には、保険金は支払われません。

(6) 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。



新機構団信・新3大疾病付機構団信では、所定の高度障害状態該当時にお支払いする高度障害保険金の取扱いはございません。

4. 保険金額の上限について 申込時 (保険金額)

○ご加入いただける保険金額の上限は被保険者1人あたり2億円となります。ただし、現在、フラット35または機構融資等 (旧住宅公庫融資、旧住宅公庫融資と併せて融資を受けた年金融資及び沖縄公庫融資を含みます。) を返済中で、新機構団信制度 (新機構団信・新3大疾病付機構団信等)、機構団信特約制度 (機構団信・3大疾病付機構団信) に加入中の場合、または今回2つ以上の新機構団信制度・機構団信特約制度に同時に申込みされる場合は、その保険金額 (債務残高) を合算して2億円までの場合に限りま。

○既にご加入されている場合は、「申込書兼告知書」に既加入の保険金額 (債務残高) を必ずご記入ください。
※借換え融資 (フラット35) の場合は記入不要です。

5. クーリング・オフ制度 (加入申込の撤回) について

○この保険は機構を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方の加入申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

6. 税法上の取り扱いについて

○新機構団信制度により完済される住宅ローンに連帯債務者がいる場合、連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

正しく告知いただくために

この書面には、ご加入に際して、加入申込者ご本人に正しく告知いただくための重要な事柄について記載しております。
「申込書兼告知書」にご記入いただく前に必ずご確認ください、内容をご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。
万一正しく告知がなされない場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われない場合があります。

1. 健康状態等について、加入申込者ご本人が有りのまます告知ください。(告知義務)

○加入申込者には健康状態等について告知いただく義務があります。したがって、ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体障害状態等、生命保険会社が「**申込書兼告知書**」でおたずねする事項について、加入申込者ご本人が、**事実をありのまま正確に**もれなくご記入ください。

新3大疾病付機構団信 の場合

○借入金額（保険金額）が合計5,000万円を超える場合には、「申込書兼告知書」に加え、「新3大疾病付機構団体信用生命保険健康診断結果証明書」（以下「新3大疾病健康診断結果証明書」といいます。）をご提出いただきます。（既に新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に同時に申込みされる場合はその保険金額（債務残高）を通算します。）

2. 機構・金融機関・生命保険会社の職員等へ口頭でお話しいただいても告知したことにはなりません。

○機構・金融機関の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）等は告知をお受けする権限がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知にあたっては、「申込書兼告知書」に記入のうえご提出ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、全てのご加入をお断りするものではありません。

○現在または過去の健康状態等によっては、契約者間および加入者（被保険者）間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。ただし、傷病歴等がある場合（「申込書兼告知書」の告知事項に該当する場合）でも、現在の健康状態によっては、ご加入をお引受けできる場合がありますので、事実をありのまま正確に告知ください。**なお、悪性新生物（上皮内がん・皮膚がんを含みます。）と診断されたことがある方は新3大疾病付機構団信にご加入できません。**

○傷病歴等がある場合のお引受けの判断に際しては、「医師の診断書」等をご提出いただくことがあります。

※「**申込書兼告知書**」への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、**生命保険会社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。**

4. 「告知義務違反」があった場合、保険金が支払われない場合があります。

○告知いただく事項は、「申込書兼告知書」に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除される場合があります。支払事由が発生した後においても解除される場合があります。

○身体障害保障特約については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により1級または2級の障害に該当したとき（保障開始日前に原因が生じていたことにより、身体障害保険金が支払われない場合を含みます。）には、「告知義務違反」として解除される場合があります。

○**新3大疾病付機構団信に付保されている3大疾病保障特約・介護保障特約については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により支払事由が生じているとき（保障開始日前に原因が生じていたことにより、各特約保険金が支払われない場合を含みます。）には、「告知義務違反」として解除される場合があります。**

○**次のような事例は、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合に当たります。**

（事例1）医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の告知をされなかった。
（事例2）Aの病気を治療中にもかかわらず、Aと異なるBの病気について治療中である旨を告知された。
（事例3）A・B両方の病気を治療中にもかかわらず、Aの病気についてのみ治療中である旨を告知された。
（事例4）「申込書兼告知書」の記入日（告知日）欄に「告知事項の実際の記入日」以外の日を記入され、記入日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

○**解除された場合には、支払事由が発生していても、保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、生命保険会社はその返還を請求します。（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金は支払われます。）**

※**なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも、保険金が支払われない場合があります。例えば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年経過後でも、詐欺による取消しを理由として、保険金が支払われないことがあります。**

5. 借換え融資について（フラット35の場合）

借換え融資の場合は、以下の点についても十分ご注意ください。

○借換えにより前の団体信用生命保険契約から脱退し、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくことになりますので、借換え日があらたな保障開始日となります。このため、借換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険からの保障は継続いたしません。

○あらたに「申込書兼告知書」に告知いただく必要があります。

○告知が必要な傷病歴等がある場合は、あらたにご加入をお引受けできないことがあります。また、その告知を正しくされなかったために告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

○新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはありません。新機構団信制度では新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。



告知を行うにあたり、「申込書兼告知書」の記入方法について、ご不明な点がございましたら、当帳票裏表紙に記載の幹事生命保険会社までご照会ください。なお、ご加入のお引受け可否についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

「申込書兼告知書」のご提出にあたって

「申込書兼告知書」のご提出にあたっては、以下の事項を必ずご確認ください。

※この用紙は、お客さまご自身でご確認いただくための書面であり、ご提出いただく必要はありません。

確 認 事 項	チェック欄
①「重要事項説明 ご加入にあたって」に記載の内容をご了解いただき、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかご確認ください。 ●「重要事項説明 ご加入にあたって」には団体信用生命保険に関する重要事項が記載されていますので、お申込み前に必ずご確認ください、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかをご確認のうえ、「申込書兼告知書」所定の欄にレ点チェックしてください。なお、いずれかの団信にご加入後、他方の団信に変更することはできませんのでご注意ください。	☐
②告知事項にもれがないか再度ご確認ください。 ●「申込書兼告知書」をご提出される前に、再度告知事項欄を見直していただき、事実をありのまま正確にれなく記入したかをご確認ください。告知事項にもれがある場合には、「告知義務違反」として保険契約が解除され保険金が支払われない場合がありますので十分ご注意ください。 ●ご加入を申込みれる団信の種類によって告知いただく項目が異なります。新機構団信の場合は、告知事項第1、2、3、4項、新3大疾病付機構団信の場合は、第5、6項を追加で告知いただくことになります。 ●黒または青のボールペンでご記入ください。（鉛筆・消せるボールペンはご使用いただけません。）	☐
③借換え融資（フラット35）の場合はあらためて新機構団信、もしくは新3大疾病付機構団信にご加入いただくこととなります。 ●借換え融資の場合は、あらためて新機構団信、もしくは新3大疾病付機構団信にご加入いただくこととなりますので、「借換え融資の資金受取日」が新たな保障開始日となります。借換えより前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はできませんので十分ご注意ください。例えば、新たな保障開始日より前に生じている傷病を原因として、障害の等級が1級または2級である身体障害者手帳の交付があってもお支払いの対象とはなりません。 ●新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。 ・現在または過去の健康状態等によっては、新たなご加入をお断りする場合があります。 ・正しく告知されなかった場合、「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除され、保険金が支払われない場合があります。 ●新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはなくなります。新機構団信制度では、新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。	☐
④身体障害保険金、3大疾病保険金、および介護保険金のお支払いは、それぞれの保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。 ●身体障害保険金、3大疾病保険金、および介護保険金のお支払いは、それぞれの保険金支払事由の原因となる傷害が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、保険金お支払いの対象とはなりません。 ※「重要事項説明 ご加入にあたって」の【注意喚起情報】「3. 保険金が支払われない場合」の「（3）保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合」も併せてご確認ください。	☐
⑤新3大疾病付機構団信にご加入を申込みれる場合、「申込書兼告知書」「新3大疾病健康診断結果証明書」には有効期間があります。 ●新3大疾病付機構団信にご加入を申込みれる場合、告知日（記入日）から2年以内に融資が行われなかった場合は、再度「申込書兼告知書」をご記入のうえお申込みいただくことになります。再度告知（記入）いただいた時点であらためて加入審査が行われますので、告知内容によってはこの保険にご加入できないことがあります。また、再度告知（記入）いただいた時点で、満51歳以上の方は、新3大疾病付機構団信にご加入いただくことはできません。「新3大疾病健康診断結果証明書」は証明日から2年を超えて融資実行の場合は改めて取り寄せていただくことになります。 ※新機構団信にご加入を申込みれる場合は、有効期間はありません。	☐
⑥ご提出いただきました「申込書兼告知書」や診断書等はご加入の諾否にかかわらずご返却いたしません。	☐
⑦「重要事項説明 ご加入にあたって」および「申込書兼告知書（お客さま控）」は重要な書類ですので、大切に保管ください。	☐



○**全てのチェック欄にチェックが入った場合
⇒「申込書兼告知書」をご提出ください。**

新機構団体信用生命保険制度（新機構団信・新3大疾病付機構団信） 申込書兼告知書 記入例

記入日（告知日）を含め「加入申込者本人記入欄」の白抜きの部分は加入申込者ご本人がもれなくご記入ください。（2枚複写）

記入に際して

- この「申込書兼告知書」は、新機構団信および新3大疾病付機構団信兼用申込書となっています。加入を申込む団信種別ごとに記入欄が異なりますので記入もれがないようご注意ください。
- 「申込書兼告知書」は、黒または青のボールペンでご記入ください。（鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。）

訂正する場合は、必ず二重線で抹消し、訂正箇所数（太線枠内の二重線の数）を訂正箇所欄にご記入のうえ、自署してください。

この「申込書兼告知書」を記入する日をご記入ください。（団体信用生命保険ではこの日を告知日といいます。）

「加入申込者名」は、運転免許証等（本人確認資料）と同じ内容をご記入ください。

記入日（告知日）現在の満年齢をご記入ください。（新機構団信は満70歳以上、新3大疾病付機構団信は満51歳以上の方はご加入できません。）

同意欄および確認欄に記載の内容をご確認いただいたうえで、2箇所ともレ点チェックしてください。

重要事項説明をよくご確認いただき、団信種別を選択ください。

連帯債務の借入申込みで、デュエット（ペア連生団信）を利用される方は「利用する」に○をご記入ください。またそれぞれ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、デュエット（ペア連生団信）については新機構団信のみの取扱いとなります。

新機構団信 (ペア連生団信を含みます)		団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特約	
新3大疾病付機構団信		団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払のうえとなる悪性新生物に関する特約および団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特約	
1 記入日 (告知日)		フリガナ 加入 姓 団 信 名 太 郎 性 男 生年月日 昭和 50 年 8 月 14 日 (満 48 歳) ※記入日時点で新機構団信は満70歳以上、新3大疾病付機構団信は満51歳以上の方はご加入できません。	
2 同意欄 同意 ☒ 確認 ☒		3 告知事項 告知事項第1~4項にご回答ください。 ※告知事項提出時に再度告知事項を見直し、過去および現在における告知事項に漏れがないことをご確認ください。告知事項にもれがある場合は、万一の場合に保険金が支払われない場合がありますので、十分にご注意ください。	
4 加入を申込むいずれかの制度に必ず○をご記入ください。		5 ペア連生団信(死亡、身体障害)を利用される方は必ず○をご記入ください。	
6 団信種別		7 新機構団信(死亡、身体障害)に申込みます。 ⇒告知事項第1~4項にご回答ください。 ※ペア連生団信を利用する場合は、右の利用するにも○をご記入ください。	
8 新3大疾病付機構団信(死亡、身体障害、3大疾病、介護)に申込みます。 ⇒告知事項第1~6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方はご加入できません。		9 新3大疾病付機構団信ではペア連生団信の利用はできません。	
10 加入申込者本人記入欄		11 告知事項	
12 告知事項		13 告知事項	
14 告知事項		15 告知事項	
16 告知事項		17 告知事項	
18 告知事項		19 告知事項	
20 告知事項		21 告知事項	
22 告知事項		23 告知事項	
24 告知事項		25 告知事項	
26 告知事項		27 告知事項	
28 告知事項		29 告知事項	
30 告知事項		31 告知事項	
32 告知事項		33 告知事項	
34 告知事項		35 告知事項	
36 告知事項		37 告知事項	
38 告知事項		39 告知事項	
40 告知事項		41 告知事項	
42 告知事項		43 告知事項	
44 告知事項		45 告知事項	
46 告知事項		47 告知事項	
48 告知事項		49 告知事項	
50 告知事項		51 告知事項	
52 告知事項		53 告知事項	
54 告知事項		55 告知事項	
56 告知事項		57 告知事項	
58 告知事項		59 告知事項	
60 告知事項		61 告知事項	
62 告知事項		63 告知事項	
64 告知事項		65 告知事項	
66 告知事項		67 告知事項	
68 告知事項		69 告知事項	
70 告知事項		71 告知事項	
72 告知事項		73 告知事項	
74 告知事項		75 告知事項	
76 告知事項		77 告知事項	
78 告知事項		79 告知事項	
80 告知事項		81 告知事項	
82 告知事項		83 告知事項	
84 告知事項		85 告知事項	
86 告知事項		87 告知事項	
88 告知事項		89 告知事項	
90 告知事項		91 告知事項	
92 告知事項		93 告知事項	
94 告知事項		95 告知事項	
96 告知事項		97 告知事項	
98 告知事項		99 告知事項	
100 告知事項		101 告知事項	
102 告知事項		103 告知事項	
104 告知事項		105 告知事項	
106 告知事項		107 告知事項	
108 告知事項		109 告知事項	
110 告知事項		111 告知事項	
112 告知事項		113 告知事項	
114 告知事項		115 告知事項	
116 告知事項		117 告知事項	
118 告知事項		119 告知事項	
120 告知事項		121 告知事項	
122 告知事項		123 告知事項	
124 告知事項		125 告知事項	
126 告知事項		127 告知事項	
128 告知事項		129 告知事項	
130 告知事項		131 告知事項	
132 告知事項		133 告知事項	
134 告知事項		135 告知事項	
136 告知事項		137 告知事項	
138 告知事項		139 告知事項	
140 告知事項		141 告知事項	
142 告知事項		143 告知事項	
144 告知事項		145 告知事項	
146 告知事項		147 告知事項	
148 告知事項		149 告知事項	
150 告知事項		151 告知事項	
152 告知事項		153 告知事項	
154 告知事項		155 告知事項	
156 告知事項		157 告知事項	
158 告知事項		159 告知事項	
160 告知事項		161 告知事項	
162 告知事項		163 告知事項	
164 告知事項		165 告知事項	
166 告知事項		167 告知事項	
168 告知事項		169 告知事項	
170 告知事項		171 告知事項	
172 告知事項		173 告知事項	
174 告知事項		175 告知事項	
176 告知事項		177 告知事項	
178 告知事項		179 告知事項	
180 告知事項		181 告知事項	
182 告知事項		183 告知事項	
184 告知事項		185 告知事項	
186 告知事項		187 告知事項	
188 告知事項		189 告知事項	
190 告知事項		191 告知事項	
192 告知事項		193 告知事項	
194 告知事項		195 告知事項	
196 告知事項		197 告知事項	
198 告知事項		199 告知事項	
200 告知事項		201 告知事項	
202 告知事項		203 告知事項	
204 告知事項		205 告知事項	
206 告知事項		207 告知事項	
208 告知事項		209 告知事項	
210 告知事項		211 告知事項	
212 告知事項		213 告知事項	
214 告知事項		215 告知事項	
216 告知事項		217 告知事項	
218 告知事項		219 告知事項	
220 告知事項		221 告知事項	
222 告知事項		223 告知事項	
224 告知事項		225 告知事項	
226 告知事項		227 告知事項	
228 告知事項		229 告知事項	
230 告知事項		231 告知事項	
232 告知事項		233 告知事項	
234 告知事項		235 告知事項	
236 告知事項		237 告知事項	
238 告知事項		239 告知事項	
240 告知事項		241 告知事項	
242 告知事項		243 告知事項	
244 告知事項		245 告知事項	
246 告知事項		247 告知事項	
248 告知事項		249 告知事項	
250 告知事項		251 告知事項	
252 告知事項		253 告知事項	
254 告知事項		255 告知事項	
256 告知事項		257 告知事項	
258 告知事項		259 告知事項	
260 告知事項		261 告知事項	
262 告知事項		263 告知事項	
264 告知事項		265 告知事項	
266 告知事項		267 告知事項	
268 告知事項		269 告知事項	
270 告知事項		271 告知事項	
272 告知事項		273 告知事項	
274 告知事項		275 告知事項	
276 告知事項		277 告知事項	
278 告知事項		279 告知事項	
280 告知事項		281 告知事項	
282 告知事項		283 告知事項	
284 告知事項		285 告知事項	
286 告知事項		287 告知事項	
288 告知事項		289 告知事項	
290 告知事項		291 告知事項	
292 告知事項		293 告知事項	
294 告知事項		295 告知事項	
296 告知事項		297 告知事項	
298 告知事項		299 告知事項	
300 告知事項		301 告知事項	
302 告知事項		303 告知事項	
304 告知事項		305 告知事項	
306 告知事項		307 告知事項	
308 告知事項		309 告知事項	
310 告知事項		311 告知事項	
312 告知事項		313 告知事項	
314 告知事項		315 告知事項	
316 告知事項		317 告知事項	
318 告知事項		319 告知事項	
320 告知事項		321 告知事項	
322 告知事項		323 告知事項	
324 告知事項		325 告知事項	
326 告知事項		327 告知事項	
328 告知事項		329 告知事項	
330 告知事項		331 告知事項	
332 告知事項		333 告知事項	
334 告知事項		335 告知事項	
336 告知事項		337 告知事項	
338 告知事項		339 告知事項	
340 告知事項		341 告知事項	
342 告知事項		343 告知事項	
344 告知事項		345 告知事項	
346 告知事項		347 告知事項	
348 告知事項		349 告知事項	
350 告知事項		351 告知事項	
352 告知事項		353 告知事項	
354 告知事項		355 告知事項	
356 告知事項		357 告知事項	
358 告知事項		359 告知事項	
360 告知事項		361 告知事項	
362 告知事項		363 告知事項	
364 告知事項		365 告知事項	
366 告知事項		367 告知事項	
368 告知事項		369 告知事項	
370 告知事項		371 告知事項	
372 告知事項		373 告知事項	
374 告知事項		375 告知事項	
376 告知事項		377 告知事項	
378 告知事項		379 告知事項	
380 告知事項		381 告知事項	
382 告知事項		383 告知事項	
384 告知事項		385 告知事項	
386 告知事項		387 告知事項	
388 告知事項		389 告知事項	
390 告知事項		391 告知事項	
392 告知事項		393 告知事項	
394 告知事項		395 告知事項	
396 告知事項		397 告知事項	
398 告知事項		399 告知事項	
400 告知事項		401 告知事項	
402 告知事項		403 告知事項	
404 告知事項		405 告知事項	
406 告知事項		407 告知事項	
408 告知事項		409 告知事項	
410 告知事項		411 告知事項	
412 告知事項		413 告知事項	
414 告知事項		415 告知事項	
416 告知事項		417 告知事項	
418 告知事項		419 告知事項	
420 告知事項		421 告知事項	
422 告知事項		423 告知事項	
424 告知事項		425 告知事項	
426 告知事項		427 告知事項	
428 告知事項		429 告知事項	
430 告知事項		431 告知事項	
432 告知事項		433 告知事項	
434 告知事項		435 告知事項	
436 告知事項		437 告知事項	
438 告知事項		439 告知事項	
440 告知事項		441 告知事項	
442 告知事項		443 告知事項	
444 告知事項		445 告知事項	
446 告知事項		447 告知事項	
448 告知事項		449 告知事項	
450 告知事項		451 告知事項	
452 告知事項		453 告知事項	
454 告知事項		455 告知事項	
456 告知事項		457 告知事項	
458 告知事項		459 告知事項	
460 告知事項		461 告知事項	
462 告知事項		463 告知事項	
464 告知事項		465 告知事項	
466 告知事項		467 告知事項	
468 告知事項		469 告知事項	
470 告知事項		471 告知事項	
472 告知事項		473 告知事項	
474 告知事項		475 告知事項	
476 告知事項		477 告知事項	
478 告知事項		479 告知事項	
480 告知事項		481 告知事項	
482 告知事項		483 告知事項	
484 告知事項		485 告知事項	
486 告知事項		487 告知事項	
488 告知事項		489 告知事項	
490 告知事項		491 告知事項	
492 告知事項		493 告知事項	
494 告知事項		495 告知事項	
496 告知事項		497 告知事項	
498 告知事項		499 告知事項	
500 告知事項		501 告知事項	
502 告知事項		503 告知事項	
504 告知事項		505 告知事項	
506 告知事項		507 告知事項	
508 告知事項		509 告知事項	
510 告知事項		511 告知事項	
512 告知事項		513 告知事項	
514 告知事項		515 告知事項	
516 告知事項		517 告知事項	
518 告知事項		519 告知事項	
520 告知事項		521 告知事項	
522 告知事項		523 告知事項	
524 告知事項		525 告知事項	
526 告知事項		527 告知事項	
528 告知事項		529 告知事項	
530 告知事項		531 告知事項	
532 告知事項		533 告知事項	
534 告知事項		535 告知事項	
536 告知事項		537 告知事項	
538 告知事項		539 告知事項	
540 告知事項		541 告知事項	
542 告知事項		543 告知事項	
544 告知事項		545 告知事項	
546 告知事項		547 告知事項	
548 告知事項		549 告知事項	
550 告知事項		551 告知事項	
552 告知事項		553 告知事項	
554 告知事項		555 告知事項	
556 告知事項		557 告知事項	
558 告知事項		559 告知事項	
560 告知事項		561 告知事項	
562 告知事項		563 告知事項	
564 告知事項		565 告知事項	
566 告知事項		567 告知事項	
568 告知事項		569 告知事項	
570 告知事項		571 告知事項	
572 告知事項		573 告知事項	
574 告知事項		575 告知事項	
576 告知事項		577 告知事項	
578 告知事項		579 告知事項	
580 告知事項		581 告知事項	
582 告知事項		583 告知事項	
584 告知事項		585 告知事項	
586 告知事項		587 告知事項	
588 告知事項		589 告知事項	
590 告知事項		591 告知事項	
592 告知事項		593 告知事項	
594 告知事項		595 告知事項	
596 告知事項		597 告知事項	
598 告知事項		599 告知事項	
600 告知事項		601 告知事項	
602 告知事項		603 告知事項	
604 告知事項		605 告知事項	
606 告知事項		607 告知事項	
608 告知事項		609 告知事項	
610 告知事項		611 告知事項	
612 告知事項		613 告知事項	
614 告知事項		615 告知事項	
616 告知事項		617 告知事項	
618 告知事項		619 告知事項	
620 告知事項		621 告知事項	
622 告知事項		623 告知事項	
624 告知事項		625 告知事項	
626 告知事項		627 告知事項	
628 告知事項		629 告知事項	
630 告知事項		631 告知事項	
632 告知事項		633 告知事項	
634 告知事項		635 告知事項	
636 告知事項		637 告知事項	
638 告知事項		639 告知事項	
640 告知事項		641 告知事項	
642 告知事項		643 告知事項	
644 告知事項		645 告知事項	
646 告知事項		647 告知事項	
648 告知事項		649 告知事項	
650 告知事項		651 告知事項	
652 告知事項		653 告知事項	
654 告知事項		655 告知事項	
656 告知事項		657 告知事項	
658 告知事項		659 告知事項	
660 告知事項		661 告知事項	
662 告知事項		663 告知事項	
664 告知事項		665 告知事項	
666 告知事項		667 告知事項	
668 告知事項		669 告知事項	
670 告知事項		671 告知事項	
672 告知事項		673 告知事項	
674 告知事項		675 告知事項	
676 告知事項		677 告知事項	
678 告知事項		679 告知事項	
680 告知事項		681 告知事項	
682 告知事項		683 告知事項	
684 告知事項		685 告知事項	
686 告知事項		687 告知事項	
688 告知事項		689 告知事項	
690 告知事項		691 告知事項	
692 告知事項		693 告知事項	
694 告知事項		695 告知事項	
696 告知事項		697 告知事項	
698 告知事項		699 告知事項	



幹事生命保険会社 御中

貴社の定款、団体信用生命保険普通保険約款および下記加入申込者本人記入欄にて加入申込者自身が選択した制度において適用となる特約・特則にもとづき、下記加入申込者の加入を申込みます。なお、以下の告知記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。(保険契約者)独立行政法人住宅金融支援機構

新機構団体信用制度により適用となる特約・特則

新機構団体信 (ペア連生団体信を含みます)	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	訂正箇所	太線枠内の訂正箇所数をご記入の上自署してください。
新3大疾病付機構団体信	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特約および団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	姓	名

記入日 (告知日)	令和 年 月 日	フリガナ 加入申込者名	姓	名	性 別	男 女	生年月日	昭和 平成	年 月 日 (満 歳)	
※実際に記入した日を告知日とします。										
必ずチェックしてください。	同意チェック ☒	私(加入申込者)は、お客さま控裏面に記載の「新機構団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」の内容に合意のうえ、独立行政法人住宅金融支援機構を契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、左のチェック欄にレ点チェックするとともに、加入申込者名欄に自署しました。以下の告知記載事項は事実と相違しないことを誓約いたします。なお、この記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。								
	確認チェック ☒	「重要事項説明 ご加入にあたって」の内容を了知し、この保険の目的が自らの加入目的に合致していることを確認し、左のチェック欄にレ点チェックしました。 ※告知書提出時に再度告知事項を見直し、過去および現在における告知事項に相違がないことをご確認ください。告知事項に相違がある場合は、万一の場合に保険金が支払われない場合がありますので、十分にご注意ください。								
団体種別	☐ 新機構団体信(死亡、身体障害)に申込みます。 ⇒告知事項第1〜4項にご回答ください。 ※ペア連生団体信を利用する場合は、右の利用するにも〇をご記入ください。				☐ 利用する 新3大疾病付機構団体信ではペア連生団体信の利用はできません。					
加入を申込みいずれかの制度に必ず〇をご記入ください。				ペア連生団体信(死亡、身体障害)を利用される方は必ず〇をご記入ください。						
新3大疾病付機構団体信(死亡、身体障害、3大疾病、介護)に申込みます。 ⇒告知事項第1〜6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方はご加入できません。				ペア連生団体信(死亡、身体障害)の相手方氏名 姓 (フリガナ) 名 姓 名 いずれかの方が新機構団体信不承諾の場合は、ペア連生団体信ではなく、承諾の方一人での加入となります。						
加入申込者本人記入欄	新3大疾病付告知事項	1	本日(記入日(告知日))より最近3カ月以内に医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。		はい	いいえ	(はい) のときは、この欄に詳しくすべてご記入ください。また、複数の病気等がある場合は病気を区別して(例えば①糖尿病②高血圧症等)すべてご記入ください。 【病気やけがの名前、障害の内容等】 () 【治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬期間】 年 月〜 年 月(約 日間) 【入院の有無】【入院期間】 (あり) ⇒ 年 月〜 年 月(約 日間) (なし) 【手術の有無】【手術の名前または部位】 (あり) ⇒ () (なし) 【症状経過】 (完治) ⇒ 終年月 年 月 (治療中) 【現在の症状・治療(診察・検査・指示・指導を含みます)内容・投薬名・量 等】 () <高血圧症の場合、必ずご記入ください。> (血圧値) 最高 mmHg、最低 mmHg <糖尿病の場合、必ずご記入ください。> 合併症: (なし)・(あり) (診断名) HbA1c値(%) 空腹時血糖値 (mg/dl) 投与薬剤名() インスリン治療 (なし)・(あり) <肝臓に関する病名を告知された場合、必ずご記入ください。> 最近の肝機能検査数値 GOT IU/L、GPT IU/L、γ-GTP IU/L <身体障害者手帳の交付を受けたことがある、もしくは現在申請中の場合ご記入ください。> 交付を受けた時期() 等級(級) 障害の原因と内容 ()			
		2	本日(記入日(告知日))より過去3年以内に、⑤または⑥に該当することがありますか。		はい	いいえ				
		⑤以下の病気で手術を受けたこと。								
		⑥以下の病気で2週間以上の期間にわたり、医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたこと。								
		※2週間以上の期間とは、初回受診日から診療を終了した日まで(終了していない場合は告知日まで)が2週間以上であることをいいます。								
		心臓・血管	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・不整脈							
		脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・うつ病・知的障害・認知症							
		肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核・肺気腫・気管支拡張症							
		胃・腸	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・クローン病							
		肝臓・すい臓	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害・すい炎							
腎臓	腎炎・ネフローゼ・腎不全									
目	緑内障・網膜の病気・角膜の病気									
新生物	がん・肉腫・白血球・しゅよう・ポリープ									
右記にかかげる病気	糖尿病・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病									
3	今までに、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。もしくは、現在申請中ですか。		はい	いいえ						
4	以下に該当する事項がありますか。		はい	いいえ						
◇矯正しても左右いずれかの視力が0.2以下		◇聴力、言語、そしゃく機能の障害								
◇手、足、指の欠損や機能の障害		◇背骨(脊柱)の変形や障害								
新3大疾病付機構団体信にお申込みされる方のみ、以下第5項・第6項もご記入ください。第5項が(はい)のときは、新機構団体信でお申込みください。										
5	今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがありますか。		はい	いいえ	<臓器の異常> ☐ 胃腸 ☐ 肺 ☐ 肝臓・すい臓 ☐ 子宮・乳房 <検査の異常> ☐ 血圧測定 ☐ 血液検査 ☐ 便潜血 ☐ 肝炎ウイルス検査 ☐ 尿検査 指摘された詳細内容 ・高血圧の指摘の場合(血圧値 最高 mmHg、最低 mmHg) ・糖尿の指摘の場合(HbA1c値 %, 空腹時血糖値 mg/dl)					
6	本日(記入日(告知日))より過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受け、右記の臓器または検査の項目で、再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘(※)されましたか。指摘された場合には、□にレ点チェックのうえ、カッコ内に指摘された詳細内容をご記入ください。		はい	いいえ						
(※)再検査・精密検査の結果「異常なし」という診断であった場合は「いいえ」としてください。また、2年以内に健康診断・人間ドックを受けていない場合や受けた結果、右記以外で指摘があった場合も「いいえ」としてください。										
新機構団体信用制度・機構団体信特約制度に既にご加入されている場合、または今回2つ以上の新機構団体信用制度・機構団体信特約制度に同時に申込みされる場合は、記入例をご確認のうえ右欄に必ず現在の債務残高をご記入ください。				新機構団体信用機構団体信		万円		新3大疾病付機構団体信3大疾病付機構団体信		
				万円						

金融機関記入欄	告知ありの場合(※)レ点チェック	借入予定金額	万円	物件所在地	都 道 府 県	資金受取予定年月	令和 年 月	返済期間	年
		告知書受付日	令和 年 月 日	金融機関名		金融機関コード		業務取扱店名	
	北海道(明治安田)	東北(明治安田)	北関東(日本)	東京(日本)	南関東(日本)	東海(明治安田)	北陸(第一)	備考	
近畿(第一)	中国(明治安田)	四国(住友)	九州(第一)	南九州(第一)	モーゲージ(住友)	沖縄(日本)	処理生保欄		

告知書番号

(※)新3大疾病付機構団体信の場合は、告知なしの場合でも、借入予定金額(既に新3大疾病付機構団体信・3大疾病付機構団体信に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団体信・3大疾病付機構団体信に同時に申込みされる場合はその保険金額(債務残高)を適算します。)が5,000万円を超えるときは必ずチェックしてください。

太枠はOCR読取を行いますので、該当する箇所必ず記入してください。
☐ 機構本店受付 ☐ 機構支店受付・支店コード()
 202604

A10002.A



新機構団信制度により適用となる特約・特則

新機構団信 (ペア連生団信を含みます)	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	太線枠内の訂正箇所数をご記入の上自署してください。
新3大疾病付機構団信	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保障金の支払に関する特則、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保障金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則および団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	
		訂正箇所
		箇所 自署 姓 名

記入日 (告知日)	令和 年 月 日	フリガナ 加 入 姓	名	性 別	(男) (女)	生 年 月 日	(昭和) (平成)	年 月 日 (満 歳)	
	※実際に記入した日を告知日とします。		加 入 申込者名				※記入日時時点で新機構団信は満70歳以上、新3大疾病付機構団信は満51歳以上の方はご加入できません。		
ご確認ください。	同意欄 ☒	同意チェック	私(加入申込者)は、お客さま控裏面に記載の「新機構団体信用生命保険のご説明」および「個人情報取扱いについて」の内容に合意のうえ、独立行政法人住宅金融支援機構を契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、左のチェック欄にシ点チェックするとともに、加入申込者名欄に自署しました。以下の告知記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。なお、この記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。						
必ずチェック箇所として	確認欄 ☒	確認チェック	「重要事項説明 ご加入にあたって」の内容を予知し、この保険の目的が自らの加入目的に合致していることを確認し、左のチェック欄にシ点チェックしました。 ※告知書提出時に再度告知事項を見直し、過去および現在における告知事項にもれないことをご確認ください。告知事項にもれがある場合は、万一の場合に保険金が支払われない場合がありますので、十分にご注意ください。						

	➡ 加入を申込みいずれかの制度に必ず○をご記入ください。	➡ ペア連生団信(死亡、身体障害)を利用される方は必ず○をご記入ください。
団信種別	○ 新機構団信(死亡、身体障害)に申込みます。 ⇒告知事項第1～4項にご回答ください。 ※ペア連生団信を利用する場合は、右の利用するにも○をご記入ください。	○ 利用する
	○ 新3大疾病付機構団信(死亡、身体障害、3大疾病、介護)に申込みます。 ⇒告知事項第1～6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方はご加入できません。	○ 新3大疾病付機構団信ではペア連生団信の利用はできません。
		金銭関係記入欄 ペア連生団信(死亡、身体障害)の相手方氏名 (フリガナ) 姓 名
		いずれかの方が新機構団信不承諾の場合は、ペア連生団信ではなく、承諾の方お一人での加入となります。

加入申込者本人記入欄

新 3 機 大 構 団 信 付 告 知 事 項 機 構 団 信	1	本日【記入日(告知日)】より最近3カ月以内に医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。 ※指示・指導とは医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。		はい いいえ
	2	本日【記入日(告知日)】より過去3年以内に、⑤または⑥に該当することがありますか。 ⑤以下の病気で手術を受けたこと。 ⑥以下の病気で2週間以上の期間にわたり、医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたこと。 ※2週間以上の期間とは、初回受診日から診療を終了した日まで(終了していない場合は告知日まで)が2週間以上であることをいいます。		
		心臓・血圧	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・不整脈	
		脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・うつ病・知的障害・認知症	
		肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核・肺炎腫・気管支拡張症	
	胃・腸	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・クローン病		
	肝臓・すい臓	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害・すい炎		
	腎臓	腎炎・ネフローゼ・腎不全		
	目	緑内障・網膜の病気・角膜の病気		
	新生物	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ		
	右記にかかげる病気	糖尿病・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病		
3	今までに、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。 もしくは、現在申請中ですか。		はい いいえ	
4	以下に該当する事項がありますか。 ◇矯正しても左右いずれかの視力が0.2以下 ◇聴力、言語、しゃく機能の障害 ◇手、足、指の欠損や機能の障害 ◇背骨(脊柱)の変形や障害		はい いいえ	

【はい】のときは、この欄に詳しくすべてご記入ください。また、複数の病気等がある場合は病気を区別して(例えば①糖尿病②高血圧症等)すべてご記入ください。	
【病気やけがの名前、障害の内容等】 ()	
【治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬期間】 年 月～ 年 月(約 日間)	
【入院の有無】【入院期間】 (あり) ⇒ 年 月～ 年 月(約 日間) (なし)	
【手術の有無】【手術の名前または部位】 (あり) ⇒ () (なし)	
【症状経過】 (完 治) ⇒ 終診年月 年 月 (治療中)	
【現在の症状・治療(診察・検査・指示・指導を含みます)内容・投薬名・量 等】 ()	
<高血圧症の場合、必ずご記入ください。> (血圧値) 最高 mmHg、最低 mmHg	
<糖尿病の場合、必ずご記入ください。> 合併症: (なし)・(あり) (診断名) HbA1c値() (%) 空腹時血糖値 () mg/dl 投与薬剤名() インスリン治療 (なし)・(あり)	
<肝臓に関する病名を告知された場合、必ずご記入ください。> 最近の肝機能検査数値 GOT IU/ℓ、GPT IU/ℓ、γ-GTP IU/ℓ	
<身体障害者手帳の交付を受けたことがある、もしくは現在申請中の場合ご記入ください。> 交付を受けた時期() 等級(級) 障害の原因と内容 ()	

【加入申込者本人記入欄】は、記入日現在の状況をありのままを記入し、訂正箇所を必ず重線で抹消し、訂正箇所の個数(太枠内)を二重線の窓に記入してください。ありのままを記入し、訂正箇所を必ず重線で抹消し、訂正箇所の個数(太枠内)を二重線の窓に記入してください。

告知事項	新3大疾病付機構団信にお申込みされる方のみ、以下第5項・第6項もご記入ください。第5項が(はい)のときは、新機構団信でお申込みください。					
	5	今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	<臓器の異常> ☐ 胃腸 ☐ 肺 ☐ 肝臓・すい臓 ☐ 子宮・乳房 <検査の異常> ☐ 血圧測定 ☐ 血液検査 ☐ 便潜血 ☐ 肝炎ウィルス検査 ☐ 尿検査	
	6	本日〔記入日(告知日)より過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受け、右記の臓器または検査の項目で、再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘(※)されました。指摘された場合には、 ☐ に示す点チェックのうえ、カッコ内に指摘された詳細内容を記入ください。 (※)再検査・精密検査の結果「異常なし」という診断であった場合は「いいえ」としてください。また、2年以内に健康診断・人間ドックを受けていない場合や受けた結果、右記以外で指摘があった場合も「いいえ」としてください。	はい	いいえ	指摘された詳細内容 ・高血圧の指摘の場合(血圧値 最高 mmHg、最低 mmHg) ・糖尿の指摘の場合(HbA1c値 %, 空腹時血糖値 mg/dl)	
新機構団信制度・機構団信特約制度に既にご加入されている場合、または今回2つ以上の新機構団信制度・機構団信特約制度に同時に申込みされる場合は、記入例をご参照の上右欄に必ず現在の債務残高をご記入ください。			新機構団信 機構団信	万円	新3大疾病付機構団信 3大疾病付機構団信	万円

金融機関記入欄	告知ありの場合(※) レ点チェック	借入予定金額	万円	物件所在地	都道府県	資金受取予定年月	令和 年 月	返済期間	年
		告知書受付日	令和 年 月 日	金融機関名		金融機関コード		業務取扱店名	
	☐ 北海道 (明治安田)	☐ 東北 (明治安田)	☐ 北関東 (日本)	☐ 東京 (日本)	☐ 南関東 (日本)	☐ 東海 (明治安田)	☐ 北陸 (第一)	備考	
	☐ 近畿 (第一)	☐ 中国 (明治安田)	☐ 四国 (住友)	☐ 九州 (第一)	☐ 南九州 (第一)	☐ モーゲージ済 (住友)	☐ 沖縄 (日本)	処理生保欄	
	告知書番号	(※)新3大疾病付機構団信の場合は、告知なしの場合でも、借入予定金額(既)に新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に同時に申込みされる場合はその保険金額(債務残高)を通算します。)が5,000万円を超えるときは必ずチェックしてください。					太枠はOCR読取を行いますので、該当箇所必ず記入してください。 ☐ 機構本店受付 ☐ 機構支店受付:支店コード()		

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款の約諾事項・重要事項説明

新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書を生命保険会社へ提出（電磁的方法による場合を含みます。以下同じです。）いただいた日を申込日として、「新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当契約」への申込みとなります。「新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款」（以下「約款」といいます。）の内容を十分に確認いただき、金銭消費貸借契約を締結してください。なお、以下の＜約諾事項・重要事項説明＞及び約款に係る条項を承認いただけない場合、独立行政法人住宅金融支援機構は本契約をお断りすることがあります。

＜約諾事項・重要事項説明＞

- 1 私と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間の債務弁済契約は、機構の定めるところにより、私が新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書を機構に提出し、生命保険会社による加入承諾があった場合に、新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款（以下「約款」という。）に定める日から、金銭消費貸借契約書に記載の「債務金額」について、約款の内容により成立すること。
- 2 ペア連生での加入申込みを希望している場合で、加入申込者の一方が生命保険会社による加入承諾を得られなかったときは、加入承諾を得た者との間で約款第10条（ペア連生に係る特則）の規定により、第1条から第9条までに規定する内容で債務弁済充当契約が成立すること。
- 3 本契約成立後は、死亡及び身体障害を保障する団体信用生命保険（以下「新機構団信」という。）から死亡、身体障害、3大疾病罹患状態及び要介護認定等を保障する団体信用生命保険（以下「新3大疾病付機構団信」という。）への変更、新3大疾病付機構団信から新機構団信への変更はできないこと。
- 4 本契約成立後、次のような状態となったときでも金銭消費貸借契約書に記載された利率は変更されないこと。
 - (1) ペア連生で一方の団信加入者が団信加入要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 団信加入者が、満80歳に達した日の属する月の末日が到来し、団信加入要件を満たさなくなった日以後も返済を継続するとき。
 - (3) 新3大疾病付機構団信の団信加入者が満75歳に到達したため、3大疾病罹患状態及び要介護認定等に係る保障が終了したとき。
 - (4) 団信加入者が満80歳に達したことにより解約となった場合の当該団信加入者の連帯債務者が新機構団体信用生命保険制度へ加入できなかったとき。
 - (5) その他約款に定める解約事由又は免責事由に該当したとき。
- 5 本契約成立後は、本契約の解約を機構へ申し出ることができないこと。

※上記事項は、「新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当契約」に関するものであり、団体信用生命保険への加入については、「新機構団信・新3大疾病付機構団信 重要事項説明 ご加入にあたって」をご確認ください。

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款

(定義)

第1条 この約款で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めるとおりといたします。

- 一 機 構 独立行政法人住宅金融支援機構をいいます。
- 二 新機構団信 死亡及び身体障害を保障する団体信用生命保険をいいます。
- 三 身体障害 団体信用生命保険身体障害保障特約に定める身体障害保険金の支払事由に該当する身体障害をいいます。
- 四 新 3 大疾病付機構団信 死亡、身体障害、3 大疾病罹患状態及び要介護認定等を保障する団体信用生命保険をいいます。
- 五 3 大疾病罹患状態 団体信用生命保険 3 大疾病保障特約、団体信用生命保険 3 大疾病保障特約の 3 大疾病保険金の支払に関する特則、団体信用生命保険 3 大疾病保障特約の 3 大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則及び団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則に定める 3 大疾病保険金の支払事由に該当する状態をいいます。

六 要介護認定等 団体信用生命保険介護保障特約に定める介護保険金の支払事由に該当する要介護認定を受けること又は生命保険会社が定める要介護状態をいいます。

七 団信加入者 機構と本契約を締結し、機構が生命保険会社との間に締結した団体信用生命保険契約（以下単に「団体信用生命保険契約」といいます。）の被保険者となった者をいいます。

八 申 込 者 本契約の申込みを行う者をいいます。
九 債 務 者 機構に対し債務（機構が独立行政法人住宅金融

支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づき信託した貸付債権で、機構がその元利金の回収の業務等を受託しているものに係る債務を含みます。以下同じです。）を負担する者をいいます。

(目的)

第2条 機構は、新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又

は身体障害に至り、新3大疾病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至り、機構が生命保険会社から保険金の支払を受けた場合には、当該保険金を債務弁済充当（団体信用生命保険契約に基づき、機構が生命保険会社から支払を受けた保険金を、団信加入者が機構に対して負担する債務の弁済に充当することをいいます。以下同じです。）いたします。

(団信加入者の資格)

第3条 申込者が団信加入者となるためには、次の各号に該当することを要します。

- 一 自ら居住するための住宅又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外の住宅を必要とする者で、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 機構が行う債権譲受けの業務に係る住宅資金の融資を受ける者（平成 29 年 10 月 1 日以後に借入申込みを行った者に限ります。）
 - ロ 機構から住宅資金の融資を受ける者（令和 2 年 10 月 1 日以後に借入申込みを行った者に限ります。）
 - ハ イ又はロに該当する団信加入者の死亡（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 30 条の規定による失踪の宣告を受けた場合を含みます。以下同じです。）により当該者の債務を相続する者（当該者の連帯債務者が団信加入者である場合を除きます。）
 - ニ イ又はロに該当する団信加入者の債務につき、債務者の全部又は一部の脱退により債務を引き受ける者で、当該債務について団信加入者が存しない場合に、引き続き当該債務の債務者として残る者又は新たに当該債務を引き受ける者
 - ホ 団信加入者が満 80 歳に達したことにより解約となった場合の当該団信加入者の連帯債務者
- 二 幹事生命保険会社に対し新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書」といいます。）を提出（電磁的方法による場合を含みます。以下同じです。）し、幹事生命保険会社から加入承諾を受ける者であること。
- 三 申込書兼告知書により告知した日現在において、新機構団信への加入を希望する者においては、満 15 歳以上満 70 歳未満の者、新 3 大疾病付機構団信への加入を希望する者においては、満 15 歳以上満 51 歳未満の者であること。

〈裏面に続く〉

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款

〈表面からのつづき〉

（契約の成立）

第4条　本契約は、申込者が前条各号に該当した場合、次の各号に掲げる者に応じて、当該各号に定める日（以下「**団信契約日**」といいます。）に成立するものとします。

- 前条第1号イに該当する申込者　機構が当該申込者に係る貸付債権を譲り受ける日
- 前条第1号ロに該当する申込者　機構から資金（資金を分割して受け取る場合は、最終回資金）を受け取る日
- 前条第1号ハに該当する申込者　機構に対して当該債務の相続を届け出た日から30日以内の日で前条第2号の加入承諾を受けた日
- 前条第1号ニに該当する申込者　機構と当該債務の引受けに係る契約を締結する日（債務の引受けに係る契約の効力が発生する日（以下「**適用日**」といいます。）を別に定めた場合は、両日の先後に関わらず当該適用日）
- 前条第1号ホに該当する申込者　団信加入者が満80歳に達した日の属する月の翌月1日又は前条第2号の加入承諾を受けた日のいずれか遅い日。この場合において、団信加入者が満80歳に達する日の属する月の末日の1年前の日から団信加入者が満80歳に達した日の属する月の末日までの間に幹事生命保険会社へ申込書兼告知書を提出することを要します。

2　本契約成立後は、新機構団信から新3大病病付機構団信への変更及び新3大病病付機構団信から新機構団信への変更はできません。

（弁済充当責任の開始）

第5条　機構は、団信契約日から、本契約に基づく債務弁済充当の責を負います。

（充当する債務の範囲等）

- 第6条　機構が本契約により債務弁済充当する範囲は、団信加入者が機構に対し負担する債務の未償還元金、利息、延滞損害金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用といたします。
- 2　機構は、新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大病病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大病病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき以降に、団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者から機構の債務に係る弁済があったときは、その弁済があった金額を団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者に返戻いたします。

（免責）

第7条　機構は、団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。

- 幹事生命保険会社に提出した申込書兼告知書に故意若しくは重大な過失により事実を告げなかったこと又は事実と異なることを告げたことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
- 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が取消し又は無効とされたとき。
- 団信加入者について、暴力団関係者又はその他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの理由で、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
- 団信加入者について、団体信用生命保険契約の存続を困難とする前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
- 団信契約日から1年以内に自殺したことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
- 団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、新機構団信の団信加入者にあつては身体障害、新3大病病付機構団信の団信加入者にあつては身体障害、3大病病罹患状態又は要介護認定等に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
- 団信契約日前の傷害又は疾病が原因で、新機構団信にあっては、身体障害、新3大病病付機構団信にあっては、身体障害、3大病病罹患状態又は要介護認定等に団信加入者が至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
- 戦争、その他変乱により新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、新3大病病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大病病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったことのため、保険

金の支払を受けられなかったとき。

- 九　新3大病病付機構団信の団信加入者が、団信契約日からその日を含めて90日以内に悪性新生物として3大病病罹患状態に至ったこと（90日以内に3大病病罹患状態に至った悪性新生物が90日経過後に再発、転移等をしたと認められることを含みます。）のため、保険金の支払を受けられなかったとき。

（解約）

第8条　団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は当該該当した日に当然に解約となり効力を失います。

- 満80歳に達した日の属する月の末日が到来したとき。
- 機構に対する債務の完済、債務の引受けに係る契約の締結、連帯保証人による保証債務の履行その他により機構との債権債務関係が消滅したとき。
- 第3条第1号イに該当する団信加入者の場合は、当該団信加入者に係る債権譲受けの効力が失われたとき。
- 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約（変更契約を含みます。以下同じです。）に基づく最終返済日が到来したとき。
- 前条第1号から第4号までのいずれかの規定に該当し、機構が免責となったとき。
- 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約に定める期限前の全額返済義務に関する条項又は反社会的勢力の排除に関する条項に債務者が抵触し、当該契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失ったとき。
- 団信加入者は、前項各号のいずれかに該当して本契約が解約された場合は、再加入の申込みをすることができません。

（報告）

第9条　団信加入者又はその相続人は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに機構に報告し、機構の定めるところにより必要な手続をとらなければなりません。

- 新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大病病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大病病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき。
- 氏名、住所、通知先等機構に届出をした事項に変更があったとき。

2　団信加入者は、住所又は通知先について前項第2号の報告をしなかったときには、機構の知った最終の住所又は通知先に発した通知が通常到達するために要する期間を経過したときに団信加入者に到達したものとして取り扱われることに異議がないものいたします。

（ペア連生に係る特則）

- 第10条　機構に対し連帯して債務を負担する夫婦（内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含みます。以下同じです。）2人が申込者である場合の前各条の規定の取扱いについては、次の各号に定めるとおりといたします。
- 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦である申込者の一方が、第3条第2号又は第3号に該当しないことにより団信加入者となれなかった場合は、団信加入者となった者について前各条の規定によるものいたします。
 - 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦2人が団信加入者となった場合（新機構団信の団信加入者に限ります。以下「ペア連生」といいます。）の一方の団信加入者が、第7条各号のいずれかに該当し、機構が免責となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものいたします。
 - ペア連生の一方の団信加入者が、第8条第1項第1号又は第2号（債務の引受けに係る契約を締結した場合に限ります。）のいずれかに該当するため本契約が解約となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものいたします。
 - ペア連生において、一方の団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、他方の団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったときは、機構は本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。
- （新3大病病付機構団信に係る特則）**
- 第11条　新3大病病付機構団信の保障のうち、3大病病罹患状態及び要介護認定等に係る保障の保障期間については、団信加入者が満75歳に達した日の属する月の末日が到来したときまでといたします。

新機構団体信用生命保険（新機構団信・新3大病病付機構団信）のご説明（抜粋）

I．団体信用生命保険とは

この保険は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を契約者とし、民間金融機関から融資を受け、その融資の資金受取日と同じに機構が民間金融機関から債権を譲り受ける融資制度（フラット35（買取型）〔以下、「フラット35」といいます。〕）の当該債権の債務者、または機構から融資を受けた債務者のうち、所定の加入条件を満たした方を被保険者とする保険契約で、保険期間中に支払事由に該当された場合に、機構が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の債務の弁済に充当することを目的とした団体保険です。

II．ご加入について

ご加入にあたっては、この「申込書兼告知書」で健康状態等を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。この保険契約における各被保険者の保障開始日は、フラット35を申込された方は、資金受取日（機構による買取日）、機構からの融資の申込みをされた方は、資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には、最終回資金受取日）等となります。

借換え融資（フラット35）の場合、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくこととなりますので、借換え日があらたな保障開始日となります。このため、借換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険からの保障の継続はいたしません。新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはなくなります。新機構団信制度では、新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。

III．保険金のお支払い

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、機構に保険金が支払われます。

- 死亡されたとき
 - 所定の身体障害保険金の支払条件（※）を満たしたとき
 - 所定の3大病病罹患状態（※）になられたとき（新3大病病付機構団信にご加入の場合）
 - 所定の介護保険金の支払条件（※）を満たしたとき（新3大病病付機構団信にご加入の場合）
- （※）「所定の身体障害保険金の支払条件」「所定の3大病病罹患状態」「所定の介護保険金の支払条件」の詳細は「重要事項説明」をご参照ください。

IV．保険金が支払われない場合

次のいずれかに該当した場合、保険金は支払われません。（保険金が支払われない場合の詳細は「重要事項説明」をご参照ください。）

（死亡保険金）

- 保障開始日から1年以内の自殺
- 保険契約者または保険金受取人の故意
- 戦争その他の変乱
- デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意（新機構団信にご加入の場合）

（身体障害保険金・介護保険金）

- 保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の薬物依存
- 戦争その他の変乱
- デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存（新機構団信にご加入の場合）

（3大病病保険金）

- 上皮内がん・所定の皮膚がん（上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象となりません）
- 保障開始日前に診断確定された悪性新生物（がん）
- 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物（がん）
- 保障開始日前の疾病による急性心筋梗塞・脳卒中

（共通）

- 「申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保険契約について詐欺の行為があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険金を不法に取得しよう（他人に取得させよう）とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険金を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき

※本ページは抜粋ですので、詳細については【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】をご確認ください。

〈個人情報 の取扱いについて　保険契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

この「申込書兼告知書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態、ローン情報等）（以下「個人情報」といいます。）は、本書面に記載の保険契約者である独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）が取得し、機構が保険契約を締結する共同引受生命保険会社に提供いたします。（なお、「新3大病病健康診断結果証明書」や「診断書」等の個人情報も含みます。）

機構は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きの目的において使用いたします。

共同引受生命保険会社は、機構から提供された個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、各種保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務の目的において利用（注）し、機構および他の共同引受生命保険会社、再保険を付する場合には再保険会社に上記目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き機構および共同引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。（共同引受生命保険会社の各種保険・個人情報の取扱いの詳細は、共同引受生命保険会社各社のホームページをご覧ください。）

共同引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の共同引受生命保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

「申込書兼告知書」「重要事項説明」「新3大疾病健康診断結果証明書」についてのお問い合わせ先



幹事生命保険会社とは、加入査定や保険金支払審査を担当する共同引受先の各生命保険会社のことです。お客さまの物件所在地によって担当する生命保険会社を定めています。

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

令和8年4月1日現在

お客さまの借入申込み 金融機関等	お客さまの物件所在地	幹事生命保険会社	担当部署	電話番号
	都道府県			
モーゲージバンク等※ 以下以外の金融機関	(全国)	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
銀行※ 信用金庫 信用組合 労働金庫 信用農業協同組合連合会 漁業協同組合 信用漁業協同組合連合会	北海道	明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011-242-7287
	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島	明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022-711-3155
	栃木・群馬・新潟・長野 東京・神奈川・茨城・埼玉 千葉・山梨・静岡	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928
	岐阜・愛知・三重	明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052-972-8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都 大阪・兵庫・奈良・和歌山	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	鳥取・島根・岡山・広島・山口	明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082-245-4581
	徳島・香川・愛媛・高知	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎・鹿児島	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	沖縄	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928

※楽天銀行、住信SBIネット銀行及びイオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご覧ください。

上記以外の新機構団信制度についてのお問い合わせ先

- 上記以外の新機構団信制度に関するお問い合わせにつきましては、借入手続きを行う金融機関、または、住宅金融支援機構カスタマーセンター（団信専用ダイヤル）にご連絡ください。

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（団信専用ダイヤル）

0120-0860-78（通話無料）

- ・営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は除く。）
- ・左記番号が利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-3311（通話料金がかかります。）

- ホームページ（<https://www.jhf.go.jp/>）において、新機構団信制度、フラット35等の情報がご覧になれます。

新機構団信制度 共同引受生命保険会社

アクサ生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社	富国生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社	大同生命保険株式会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
住友生命保険相互会社	太陽生命保険株式会社	明治安田生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	メットライフ生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社	日本生命保険相互会社	
第一生命保険株式会社	フコクしんらい生命保険株式会社	

以上50音順
令和8年4月1日現在